

<令和5年10月1日以降>

# 新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

## ◆ 医療費【自己負担あり】

・ 診察・検査・処方（コロナ治療薬を含む）等については**自己負担**があります。

※ コロナ治療薬の薬剤費は、**令和5年10月1日～令和6年3月31日は一部公費負担**が継続  
**自己負担額**は、医療費の自己負担割合によります

（1割の方：3000円、2割の方：6000円、3割の方：9000円）

【注意】9月中に処方箋を交付された場合であっても、お薬の受け取りが10月であった場合は、コロナ治療薬の自己負担が生じます。

## ◆ 感染者の療養期間【5日間推奨】

・ 出勤・登校等は**それぞれの職場・学校の指示**に従ってください。

（感染症法に基づく行動制限はありません。）

### 【療養期間】

・ **発症後5日間**※は**他人に感染させるリスクが高いため**、外出を控えることを推奨します。

※ 発症後5日間経過（発症日を0日目）し、かつ、症状軽快後24時間経過するまでの間

また、その後も、発症後10日間を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、マスクの着用やハイリスク者（高齢者・妊婦等）との接触などにご配慮ください。

（個人の判断に委ねられます。上記の情報を参考にご判断ください。）

## ◆ 体調悪化等の場合

・ 療養中、体調が悪化した場合は、**かかりつけ医や診断を受けた医療機関等**にご相談ください。受診時はマスクの着用など感染対策を行い、**医療機関の指示**に従ってください。

## ◆ 濃厚接触者

・ 同居家族は可能であれば部屋を分けるなどし、感染に注意してください。

・ 外出の場合はマスクの着用やハイリスク者（高齢者・妊婦等）との接触にご配慮ください。

（保健所から濃厚接触者として特定されることはなく、感染症法に基づく外出自粛を求めることはありません。）

## ◇ 参考情報（新型コロナウイルス感染症）

○山梨県  
ホームページ



○やまなし感染症  
ポータルサイト



山梨県